

IV 遊休農地の発生防止・活用に向けた取組方策

前述の遊休農地の発生防止・活用に向けた特徴的な取組を行っている管内8市町村の事例をもとにそのポイントを整理すると、①遊休農地把握のための定期的な現地調査、②「遊休農地マップ」による農地の情報管理とその情報の共有、③定期的なパトロールの実施、④農業委員会を事務局とした遊休農地解消指導チームの設置、⑤遊休農地所有者等への耕作又は除草の指導、⑥担い手への利用集積、⑦集落営農による取組活動、⑧ボランティア組織の活動、市民農園等での活用等があげられる。このような現地調査結果とアンケート調査結果等から、農地利用タイプ別にみた遊休農地の発生防止メニューと活用に向けた取組方法に分けて、以下のとおり整理した。

1 農地利用タイプ別にみた遊休農地の発生防止メニュー

最初に、遊休農地の発生防止方策について、農地利用タイプに着目して、農業生産型利用と多面的機能発揮型利用、農外利用の3つのパターンに区分して整理した。

(1) 農業本来の活用の観点から

遊休農地の活用に当たっては、まず、食料供給基盤としての機能を維持・活用する農業本来の利用を第一義的に考えることが重要である。

①遊休農地所有者等による耕作

アンケート調査結果をみると今後の遊休農地解消方策では、「認定農業者等の規模拡大志向農家へ農地利用集積を図る」との回答が7割と多かった。しかし、農家においては一般的に農地の資産保有意識が強いこと等から農地の流動化は十分に進んでいないのが現状である。これらのことから、農業本来の姿として遊休農地所有者等自ら耕作することを考えるべきである。

また、17年改正農業経営基盤強化促進法により遊休農地を活用するための措置（詳細は後述）が新しく整備されたことから、関係者による遊休農地所有者等に対する指導については、自らの耕作を含め適切な運用が期待される場所である。

なお、遊休農地発生主な原因の一つとしては、所有者及びその後継者の流出があげられることから、その防止のためには、農村地域の雇用先の確保や生活基盤の整備等長期的な取組を行うことが必要である。

②担い手への利用集積

担い手への農地の利用集積増加面積は、過去5か年においては表IV-1のとおり減少傾向にある。

担い手への利用集積が進まない土地所有者側の理由としては、農地の資産保有意識が強く他人とかかわりたくないことや、貸したら返ってこないとする不安等があげられる。一方、利用集積する側の理由としては、農産物の価格低迷や農家の高齢化、施設型経営への転換指向等により担い手の規模拡大意欲が引

き続き抑制されており、担い手への利用集積が伸び悩んでいる。

このような農地流動化の停滞に対し、14年12月に策定された「米政策改革大綱」（16年度スタート）では、具体化に向けた地域水田農業ビジョンにおいて、担い手の明確化・リストアップ及び担い手への土地利用集積の具体的な目標を設定することとなった。また、新たな食料・農業・農村基本計画でも畑地も含めた農業全体で地域における担い手の明確化と担い手への農地の利用集積を促進することの重要性が示された。

こうした担い手への利用集積の取組を円滑に進めるためには、関係者の連携、協力のもと集落、地域内での話し合いを活発化させていく必要がある。

表IV－1 関東農政局管内の担い手への農地利用集積状況

(単位：万ha)

	12年度	13年度	14年度	15年度
集積面積	24.6	25.1	25.7	25.9
集積増加面積	1.0	0.5	0.6	0.2

資料：関東農政局調べ

③集落共同での耕作

新たな食料・農業・農村基本計画では、土地利用型において一定の要件を満たす集落営農が担い手として明確に位置付けられた。

高齢化や過疎化が進む中山間地域などにおいて、担い手のいない集落では、集落を基礎とした営農組織の育成を図って利用集積を検討すべきである。全国の水田集落（注4）は8万（2000年農林業センサス）あり、うち主業農家がない集落が4万で5割を占めていることから、担い手が見あたらない場合には、地縁的にまとまりのある一定の範囲の農地を面としてまとまって利用することができる集落営農の有利性を活かし、利用可能な農地は遊休農地も含めて共同で耕作していくことを考える必要がある。

遊休農地の問題は、特に中山間地域においては集落全体の農業衰退、ひいては集落の維持にかかる問題でもあり、集落営農の育成について検討することの必要性は高い。

④新規就農者による耕作

遊休農地の効率的利用を促進するためには、将来の担い手となり得る新規就農者による耕作も必要である。

15年度における管内の新規就農者数は1,487人で、近年では横ばいの状況である。農業地域類型別の新規就農者の状況は、都市的地域、平地農業地域の順

（注4）農業集落のうち総耕地面積に対する水田の割合が70%以上の集落

に多く、8割がこれら地域で就農している。作物別の状況は、野菜への就農者が全体の半数を占めており、次いで果樹（露地）165人、畜産151人に続き稲作113人の順（表IV-2）となっている。

また、アンケート調査結果では、就農希望者から農地に関する相談のあった市町村は7割に上っており、さらに遊休農地を希望する人が多かったとする市町村は2割強あった。

表IV-2 平成15年度の新規就農者数（農業地域類型別、作目別）

（単位：人）

	稲作	畜産	野菜		果樹		花き		工芸 作物	その他	合計
			露地	施設	露地	施設	露地	施設			
管内	113	151	414	298	165	3	34	125	110	74	1,487
都市的地域	44	46	196	130	71	2	11	58	55	52	665
平地農業地域	27	61	125	151	35	0	19	36	37	9	500
中・山間農業地域	42	44	93	17	59	1	4	31	18	13	322

資料：関東農政局調べ

表IV-3 相談件数

（単位：件）

	市町村数	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡
管内	447	53	31	43	52	46	7	26	46	87	56
都市	142	15	7	7	31	14	3	22	6	10	27
平地	120	30	13	13	15	23	-	-	7	12	7
中間	110	6	10	15	5	9	4	2	16	32	11
山間	75	2	1	8	1	-	-	2	17	33	11
相談のあった市町村の割合（%）	71.0	63.9	64.6	64.2	68.4	62.2	77.8	78.8	82.1	75.0	82.4

資料：遊休農地の活用に関するアンケート調査結果

表IV-4 希望する農地の特定について

（単位：数、%）

	市町村数		希望する農地は主に遊休農地である		希望する農地は主に遊休農地以外である	
	数	%	数	%	数	%
管内	214	100.0	51	23.8	163	76.2
都市	70	100.0	21	30.0	49	70.0
平地	61	100.0	8	13.1	53	86.9
中間	49	100.0	12	24.5	37	75.5
山間	34	100.0	10	29.4	24	70.6
茨城	31	100.0	5	16.1	26	83.9
栃木	22	100.0	2	9.1	20	90.9
群馬	20	100.0	2	10.0	18	90.0
埼玉	27	100.0	11	40.7	16	59.3
千葉	16	100.0	3	18.8	13	81.3
東京	3	100.0	1	33.3	2	66.7
神奈川	11	100.0	4	36.4	7	63.6
山梨	19	100.0	4	21.1	15	78.9
長野	39	100.0	9	23.1	30	76.9
静岡	26	100.0	10	38.5	16	61.5

資料：遊休農地の活用等に関するアンケート調査結果

⑤株式会社等の法人による耕作

新たな食料・農業・農村基本計画では、農地の効率的利用を促進するとともに、新たな担い手の育成・確保に資するため、意欲と能力のある者の農業への新規参入を促進すると規定された。また、その一環として、市町村等との間で適正に農業を行う旨の協定を締結すること等を要件に、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において農業生産法人以外の株式会社等の法人についてもリース方式による農業への参入を可能とする仕組み（リース特区）を全国展開することとなった。

なお、リース特区において農業経営に参入している法人の状況は、平成16年10月1日現在全国で68法人、管内21法人となっており、組織形態別では、全国、管内とも株式会社が5割を占め、業種別では、管内は食品関連業が4割を占めている。

表IV-5 リース特区において農業経営に参入している法人の状況

(単位：法人)

	営農を開始した法人	組織形態別			業種別		
		株式会社	有限会社	NPO法人等	建設業	食品関連業	その他
管内 (%)	21 (100)	10 (48)	5 (24)	6 (29)	5 (24)	9 (43)	7 (33)
全国 (%)	68 (100)	36 (53)	18 (27)	14 (21)	23 (34)	20 (29)	25 (37)

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ（16年10月1日現在）

（2）新たなニーズ、多面的機能に着目した観点から

農業（的）利用の面を残しつつ農地機能を保全し、地域の活性化や農業理解の増進等新たなニーズや多面的機能に着目した利用方法も考えられる。

①市民農園等

特定農地貸付法及び市民農園整備促進法に基づき開設している管内の市民農園数は、16年3月末現在1,501農園であり、全国2,904農園の5割以上を占めている。

このうち、構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の特例措置、すなわち市町村との協定の締結を条件に農地所有者（農家）、NPO法人等が開設主体となった市民農園数は、管内では7地区（すべて長野県）あり全国16地区の4割を占めている。

表IV－6 「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付法」に基づき開設している市民農園数
(単位：か所)

	全国	管内	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県
農園数	2,904	1,501	52	12	80	139	65	461	270	104	250	68
うち特区	16	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-

資料：関東農政局調べ（16年3月末現在）

また、都市的地域の市民農園では、利用申し込みが区画数を上回る場合が多く、都市住民の農業、農地に触れたいとするニーズは強い。

東京都練馬区の農業体験農園は、区が管理し利用者と賃借権等を設定する区民農園・市民農園（貸付方式）とは異なり、農家が開設し耕作の主導権を持って経営・管理している農園利用方式で、農作業を事実上利用者に体験させている。利用者は入園料・野菜収穫物代金を支払い、農家の指導により種まきや苗の植付けから収穫までを体験することができる。練馬区の農業体験農園の特徴としては、①農家と利用者の相互交流が自然に図られ、農業の理解者層の創出に繋がる、②栽培指導をプロである農家が行うことで、利用者は失敗も少なく手軽に野菜作りを楽しめる、③農家にとっては、市場価格に左右されない安定した収入が得られ、肉体的な労力も軽減される、④農業経営はあくまで農家が行うことから、相続税納税猶予の適用対象となっている、⑤農家が経営者として農園の管理運営を行うため自治体開設型の市民農園に比べて管理運営面での行政側の負担が軽減される等があげられる。

また、調査地区の神奈川県横浜市では、市民農園の利用希望者が多く農園需要に応えきれない実情から、これまでの市民農園に加え、「市民利用型農園促進特区」（平成15年8月認定）により、農地所有者自身や農地を所有しない個人・法人による特区農園の開設を促進している。これまでにない民間開設型の区画貸し農園で、市民の農体験ニーズに応えつつ、遊休農地の解消や地域農業の活性化に結びつくものとして推進している。

図IV-1 市民農園としての利用概要

市民農園とは、特定農地貸付法に基づくもの、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地、市民農園施設の総体（市民農園法）

市民農園法による市民農園
市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）に基づくもの

- 【開設のための条件や特徴】
- ・市民農園区域・市街化区域内
 - ・整備運営計画の提出・妥当性
 - ・位置、規模の妥当性
 - ・生活環境等に支障がでない
 - ・利用者の選考が公平かつ適正
 - ・認定市民農園建築物の特例
 - ・整備についての配慮、援助など

特定農地貸付法による市民農園
特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づくもの

- 【開設のための条件や特徴】
- ・地方公共団体又は農業協同組合が行う
 - ・政令で定める面積未満の貸付（1区画10a未満の貸付面積）
 - ・相当数の者を対象
 - ・定型的な条件
 - ・営利を目的としない農作物の栽培
 - ・政令で定める期間を越えない（5年）など

農園利用方式による市民農園

- 【開設のための条件や特徴】
- ・農業者だけでも可能
 - ・開設場所の制限はなし
 - ・休憩施設の転用には規制を受ける（市民農園法のメリットは受けられない）

②学習体験農園、福祉農園

近年、農業は、保水、景観、気象緩和など農業の持つ様々な機能・効果が見直されていることに加え、教育機能、福祉機能の面でも評価されてきている。

総合学習の一環で稲、野菜、花などの栽培に取り組む学校も少なくない。調査地区の千葉県東金市では、14年度に策定した「東金農業いきいきプラン」に基づき、長期間耕作していなかった水田を活用して「田んぼの学校」を設置し、児童・生徒等への食農教育に取り組んでいる。

また、調査地区の埼玉県川越市のように、農作業を通じて身体を動かすことで、身体機能の回復訓練や老人保養施設での楽しみの提供などの福祉的利用も進められている。

③市民団体、NPO法人等が耕作・援農に参画

すでに様々な形で一般市民や消費者等が農業生産現場にかかわっていく取組が行われている。調査地区の神奈川県横浜市では、市民農業大学講座の修了生の有志が設立した自主活動組織「横浜農と緑の会」は、横浜の農と緑の応援団

を目指し、農家との交流・情報交換、援農、農地保全、緑化など様々な活動に取り組んでいる。また、調査地区の山梨県大月市では、宅地開発を断念した企業から市に寄付された農地の活用を図るため、NPO法人「おおつきエコビレッジ」が設立され、遊休農地の開墾や農場整備等の計画が進められている。

積極的に地域の農業関係者が住民や消費者等と交流していく中で、こうした取組が育っていることから、遊休農地の問題も企業、NPO法人等多様な主体と一緒に考えていく必要がある。

④遊休桑畑をフルーツ観光農園へ

かつての養蚕地帯では桑畑が遊休化している所が多い。埼玉県美里町^{みさとちょう}では、町独自の観光果樹園100町歩構想事業（事業年度：平成11～15年度）により遊休桑畑100haにブルーベリー、うめ、プルーン、あんずの果樹栽培を農家に奨励し、町が無料で桑の抜根、整地から苗木の植え込みまで行っている（5年間の実績：植栽面積70ha、植栽か所617か所、植栽者数473名）。この取組により新たな産業として町の活性化を図り、近い将来は大勢の観光客でにぎわうフルーツの産地を目指している。

農家個々での農地の管理が困難になってきた場合、集落や地域が共同で果樹などのもぎ取り観光農園、農作業体験観光農園等へ展開を図るのも一つの方法である。全国的にはハーブの摘み取り観光農園や、薬草をテーマにした観光農園、草花の摘み取り観光農園といった取組もみられる。近くに道の駅や農産物直売所、体験もできる農産加工施設などがあれば、これらと連携した観光農園の運営も考えられる。

⑤景観作物の栽培

アンケート調査結果の遊休農地解消手段として2割弱を占めた景観作物の作付けについては、コスモスやポピー、菜の花などの景観作物を栽培し、摘み取りや「コスモス祭り」など都市と農村の交流の場として利用することが考えられる。摘み取り後の残さは、緑肥として耕耘により土壤に鋤込み、作付け可能な農地として保全することもできる。このように、景観作物の栽培は、交流機能、地力保全等の観点からも評価されている。

（3）植林等による農外利用の観点から

中山間地域では、過疎化、高齢化等の進行によって管理が困難になり、急傾斜地の条件の悪い農地から遊休化するケースが多い。こうしたことに加えて、中山間地域の一部では、鳥獣害の発生から耕作意欲が減少し、遊休農地回復の意欲を削いでいる地域もある。これら立地条件が悪く、生産性が乏しく、耕作の引き受け手がないなど、将来的にも農地としての利用が見込まれない遊休農地については、植林等によって多面的機能を維持した形で山林に返すことも

考えられる。この場合、中山間地の集落や市町村は、地域の合意の上で有効で合理的な土地利用のあり方を明確にした計画をつくることが重要であり、農林水産省では、中山間地域等直接支払制度における集落協定活動（マスタープランの作成等）や遊休農地解消総合対策事業（平成17年度からは元気な地域づくり交付金）による遊休農地活用計画の策定に対する支援を行っているところである。また、実際の林地化に際しては、独立行政法人緑資源機構を通じた特定中山間保全整備事業等による水路撤去、管理用道路、簡易排水、植林等の支援がある。

なお、アンケート調査結果では、今後の遊休農地の解消方策で必要と思われるものについて聞いたところ、「植林等農外利用の推進を図る」が14%で、特に中山間農業地域では20%を超える高さとなっている。

2 遊休農地活用に向けての取組方法

ここでは、遊休農地の活用に向けてのプロセスについて、①取組体制の構築、②地権者への働きかけ、③地域内の合意形成の3点に整理し取りまとめた。

（1）取組体制の構築

基本となる取組体制は、市町村、J A、農業委員会、普及指導センター等の十分なる連携による体制である。

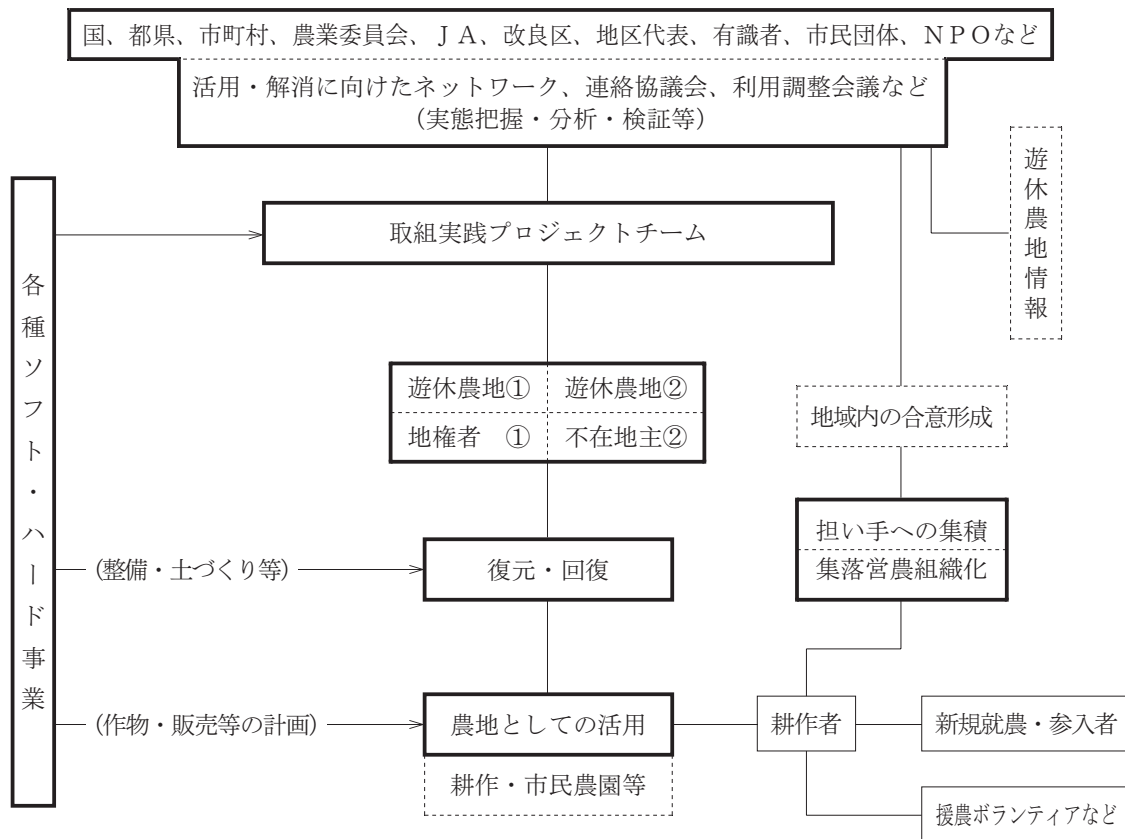
一方、国の機関、都県、市町村、農業委員会、J A県中央会、J A、地区・集落代表者、土地改良区、有識者、市民・消費者代表者、N P Oなどによる多様な、かつ広域の主体による組織を構築し機能させることも有効である。また、農業委員会を中心に実践チームを設けて実際的な取組を推進できるよう検討し、これらのチームの実践活動をサポートする体制も有効であり、構成員としては市民団体、N P O、地域住民などが考えられる。

調査地区の長野市の例をみると、遊休農地の活用に取り組む組織として、市内10地区で遊休農地活性化委員会（構成員：農業委員、J A、農協指導員O B等学識経験者、中山間直接支払集落代表者、地区役員、自治会役員）を設置しており、それら委員会で遊休農地解消対策を検討し、市や集落との情報交換等の連携を強化している。ハード面でも、委員会を中心に市の中山間地域農業活性化事業により優良農地の復元、地区の振興作物の導入、実験農場による特産物の実証栽培を行っている。

一方、調査地区の神奈川県秦野市では、荒廃農地解消対策部会（構成員：農業委員、J A、県、市民ボランティア）を設置し、荒廃農地解消に向けて一体的な取組を推進している。長野市との違いは、遊休農地活用・解消のための組織に市民ボランティアが入っていること、ハード面では、部会メンバーが中心となって遊休農地復元の実績をあげており、それぞれ一定の成果が現れている。

遊休農地の解消・活用に向けた取組は図IV-2のとおりイメージされるが、それぞれの地域の実情に応じた取組体制を構築することが重要である。

図IV-2 遊休農地の解消・活用に向けた取組イメージ



(2) 地権者への働きかけ

① 情報把握が大切

遊休農地の活用のためには、農業委員会等関係者による地権者への働きかけが重要であり、そのためには、遊休農地の状況を正確に把握しておく必要がある。

遊休農地の現況（荒廃化レベル等）や農地利用関係にかかわる情報に加え、農業委員等からの追加情報を組み合わせたり、マッピング化することによって、関係者間の現状把握が容易になる。こうした情報を基に、当該遊休農地をめぐる課題が明確となり、地権者に対する働きかけの最適な方法を検討することができる。

調査地区の長野市では、市独自で地区ごとに農地の遊休荒廃状況がわかる地図を作製し、その地図上で復旧できる農地とそうでない農地を色分けしている。また、調査した空き家情報も地図に書き込んでビジュアル化を図り、地区で自慢となる文化・景観・観光資源等の情報もを洗い出し農地の活用と結びつ

けようとしている。

②地権者の意思確認

農業委員会等関係者の地権者への働きかけに当たっては、遊休化に至った経緯・背景など、耕作を停止するにいたった要因についてあらかじめ整理し、それらを取り除くための方法を検討しておく必要がある。

また、地権者における耕作や貸付の意思を確認したうえで、多様な対応の提示ができることも必要になる。高齢化による作業困難、後継者難、労働力不足といった場合では、地域の担い手への貸付・作業委託、援農ボランティアの活用などが考えられる。また、貸したら返ってこないとする不安や資産保有意識が強い場合は、市町村やJ A等第三者機関による仲介機能・信託機能が必要となる。

③不在地主への対応

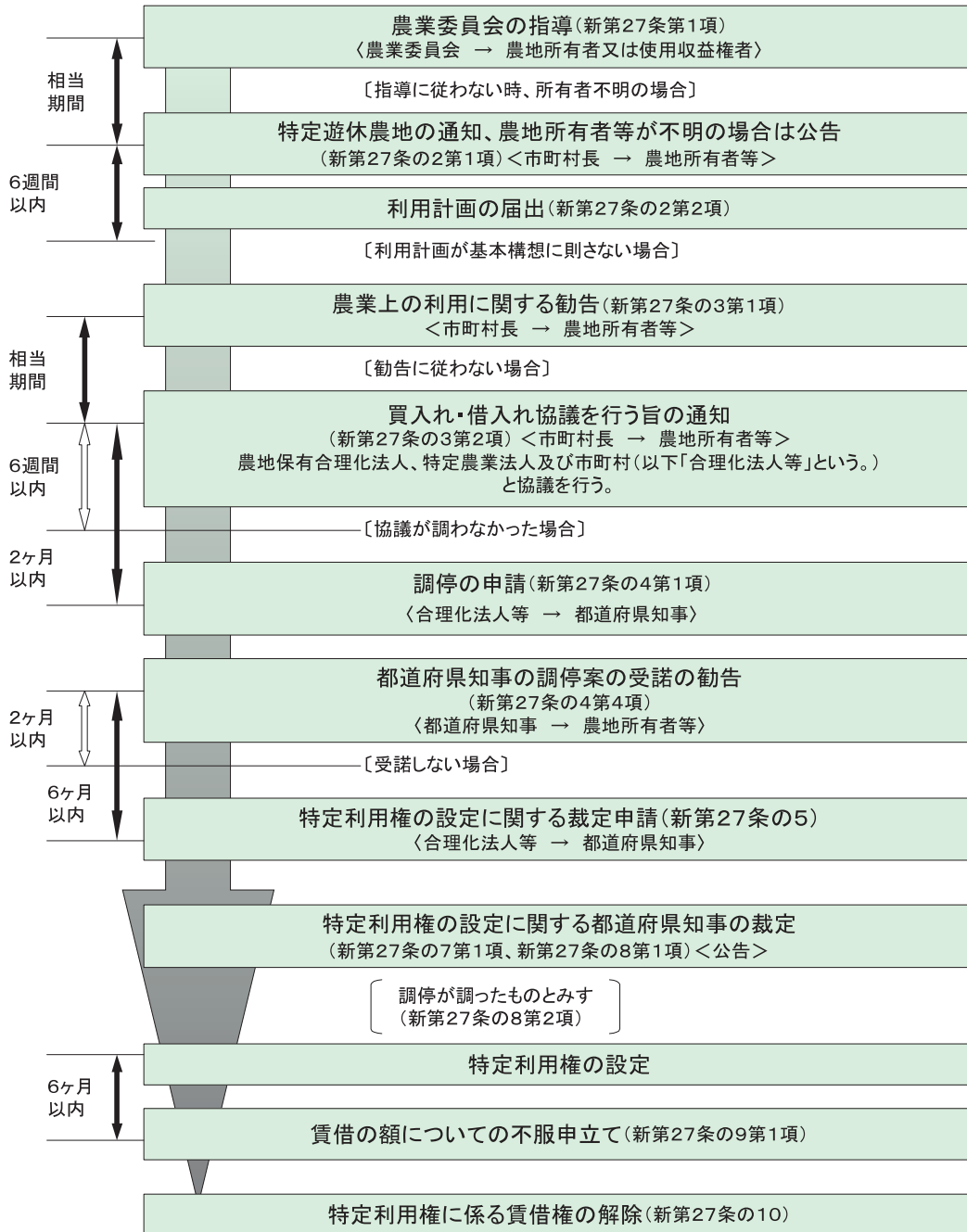
一方、不在地主への対応の難しさの要因は、連絡先がわからないこと、相続人等関係者が多数に及ぶこと、所在が遠方になっていること、相続協議中の場合には接触しづらいこと等があげられる。このような場合には、農業委員会等関係者は、不在地主との血縁や地縁を頼りに接触を図り、市町村やJ A等と連携して農地の貸付先をあっせんするなどの手法が必要になってくる。

④新しい遊休農地活用化システムの下で

17年改正農業経営基盤強化促進法において、遊休農地を活用していくためのシステムが整備されたことから、同制度により関係者が適切な取組で遊休農地の活用を図っていく必要がある。

同法では、増加傾向にある遊休農地の解消・防止策を強化するため、遊休農地対策を都道府県の基本方針（法第5条）、市町村の基本構想（法第6条）に位置づけ、遊休農地の買入・借受協議対象者の追加、都道府県知事の裁定による利用権の設定等遊休農地を活用するためのシステムが整備された。今後は、農業委員会、市町村等関係者の適切な運用が重要になる。

図IV-3 農業経営基盤強化促進法改正後の仕組み
新たな遊休農地に関する措置



(3) 地域内の合意形成

① 遊休農地は地域の問題

遊休農地の問題を集落などの地域の問題として捉え、地域内での将来展望(構想)のなかでどのようにしていくのか話し合い、地域内の合意形成を図りつつ解決に向けて取り組んでいくということが重要である。遊休農地に生じる害虫・雑草の問題、ゴミの不法投棄、景観保持等周辺環境の問題は、地域社会

にとって放置できない問題である。

また、特に過疎化、高齢化が進展している中山間地では、農地等資源の保全管理、集落機能の維持といった問題に直結しており、遊休農地をどうしていくかは地域をどうしていくかにつながるケースが多い。

なお、担い手等へ農地の集積を行う場合は、遊休農地を含めた基盤整備の拡大を図るとともに、担い手等が農村で暮らしていけるよう生活基盤の整備も併せて行うことも有効である。

②集落営農の検討

地域の農地を守り農業生産を維持するためには、集落営農の組織化を図り、みんなで協力して取り組むといった手法を検討すべきである。集落営農は、地縁的にまとまりのある農地を面的に集積して利用でき、地域農地の保全・管理に有効であり、農業機械の共同利用により経費を大幅に削減でき、将来的には担い手確保対策として有効に機能しうること等のメリットがある。

3 最後に

遊休農地の発生防止・活用に向けた施策を強化するため、新たな食料・農業・農村基本計画と農業経営基盤強化促進法の改正により、その具体的方向性が示され、また、遊休農地の活用システムが整備されたところである。

新たな食料・農業・農村基本計画では、農業の持続的な発展に関する施策の中で農地の効率的利用の促進の重要性が位置づけられ、具体的な施策としては、①担い手への農地の利用集積の促進、②耕作放棄地の発生防止・解消のための措置の強化、③農地の効率的利用のための新規参入の促進、④優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進が示された（次頁参照）。

また、17年6月に改正された農業経営基盤強化促進法（9月1日施行）では、増加傾向にある遊休農地の防止・解消策を強化するため、都道府県の基本方針、市町村の基本構想における遊休農地対策の策定が義務付けられ、遊休農地を活用してもらうシステムについて体系的整備が図られたところである。

遊休農地の発生防止・活用に向けた取組方策については、それぞれの地域の実情が異なることから多種多様になると考えられるが、基本的には各地域における創意工夫と熱意にかかっている。遊休農地の活用システムを有効に活用するには、先ず遊休農地の現状を正確に把握し、その情報を地域の関係者が共通できていることが必要である。

大事なことは、「農地は社会共通資本」であるとの認識を共有することである。農地を良好な状態で未来の世代に引き継いでいくことは現世代の責務である。限られた資源である農地の機能を維持・発現することは、地域に住んでいる人達の将来のためだけでなく、国民全体の将来のために不可欠の前提であることを今生きている私たちが真剣に考えておかなければならない。

食料・農業・農村基本計画抜粋

平成17年3月閣議決定

食料・農業・農村基本計画（抜粋）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
2. 農業の持続的な発展に関する施策

(3) 農地の有効利用の促進

担い手の育成・確保等を通じ、国内農業の食料供給能力の重要な基盤である農地の効率的利用と構造改革の加速化を促進するため、特に土地利用型農業を中心に担い手への農地の利用集積を促進する。

さらに、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた施策の強化や農業への新規参入の促進を図るとともに、優良農地を確保するための計画的な土地利用を推進する。



ア 担い手への農地の利用集積の促進

農用地利用改善事業について、農用地利用規程の規定事項を拡充するなど、その仕組みを充実させ、地域の話し合いと合意形成に基づいて、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を図りつつ、担い手に対し農地を面的なまとまりのある形で利用集積することを推進する。

こうした取組を円滑に進めるため、地域の話合いの中で、小規模農家や兼業農家にとって、効率的かつ安定的な農業経営の実現に取り組む担い手に農地を貸し付けたり、集落の営農組織に参加する場合の利点等について具体的に十分説明し、これらの農家が合理的な判断を行えるよう務める。

その際、農地に関する地図情報の活用等により、農地の利用調整、あっせん等の取組を推進する。

また、生産性の高い農業を展開するため、農地保有合理化事業について農業生産法人への金銭出資や農地の貸付信託等の仕組みを導入するとともに、農業委員会が中心となって農用地利用集積計画に基づく農地の利用権の設定の仕組み等を活用することにより、いわゆる「農地版定期借地権」の適切な設定や交換分合等を進め、離農や相続に係る農地等の経営資源も含め、担い手に対して集団化・団地化した形で農地を利用集積することを促進する。

イ 耕作放棄地の発生防止・解消のための措置の強化

地域の主体的な取組による耕作放棄地の発生防止・解消に向けて、市町村が中心となってその利用の増進を図る計画を策定し、明確な方針の下に、総合的な耕作放棄地対策に取り組むこと等を促進する。

また、農業委員会による指導の強化を促進するとともに、この計画に即した指導に従わない所有者の耕作放棄地について、都道府県知事の裁定により利用権が設定される仕組みを導入する。

さらに、市町村が耕作放棄地の所有者に緊急的な管理を行わせたり、所有者が不明等の場合は自ら管理を行うことができる仕組み等を導入する。



ウ 農地の効率的利用のための新規参入の促進

農地の効率的利用を促進するとともに、新たな担い手の育成・確保に資するため、意欲と能力のある者の農業への新規参入を促進する。

その一環として、市町村等との間で適正に農業を行う旨の協定を締結すること等を要件に、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において農業生産法人以外の株式会社等の法人についてもリース方式による農業への参入を可能とする仕組みを全国的に展開する。

また、そのような地域においては、農地の権利取得の際の下限面積要件を引き下げることができるようにする。

エ 優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進等

地域の合意に基づく計画的な土地利用を通じて、優良農地の確保と有効利用を推進する。
このため、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たって地権者だけでなく地域住民の意見を反映させる仕組みを導入するほか、農地転用許可基準を一層透明化するなど、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の客観性・透明性の向上を図る。

また、公共転用における関係部局間の連携を強化するとともに、不法投棄等の違反転用事案について、農業委員会による立入調査の活用等により、都道府県と農業委員会が連携して迅速な対応を図る。

さらに、平成17年度に農用地等の確保等に関する基本指針を改定するとともに、優良農地の確保に向け、耕作放棄地対策や生産基盤の整備等を推進する。

